

記載にあたっての注意事項

様式第8号の2 (表面)

(日本工業規格A列4)

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

- 届出受理番号
- 事業所名

3 活動状況(国内)

(1) 構成員のみを求人者とするもの

項目	① 求人				② 求職		③ 就職		
	有効 求人 数	常 用 求 人 数	臨 時 求 人 延 数	日 雇 求 人 延 数	有 効 求 職 者 数	新 規 求 職 申 込 件 数	常 用 就 職 件 数	臨 時 就 職 延 数	日 雇 就 職 延 数
取扱 業務等の区分									
農業の職業	30人	2人	355人日	50人日	20人	25件	1件	300人日	30人日
林業の職業									
計					20人	25件	1件	300人日	30人日

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上してください。

一人の求職者について希望業務(区分)が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高いものに計上してください。

常用…4カ月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。
臨時…1カ月以上4カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。
日雇…1カ月未満の期間を定めて雇用されるもの。

一の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまたがる場合は2人日となります。(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となります。)

3月末日現在の有効求職者数を計上してください。

対象期間中に同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上してください。

(2) 構成員のみを求職者とするもの

項目	① 求人				② 求職		③ 就職		
	有効 求人 数	常 用 求 人 数	臨 時 求 人 延 数	日 雇 求 人 延 数	有 効 求 職 者 数	新 規 求 職 申 込 件 数	常 用 就 職 件 数	臨 時 就 職 延 数	日 雇 就 職 延 数
取扱 業務等の区分									
計	人	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

項目	① 求人				② 求職		③ 就職		
	有効 求人 数	常 用 求 人 数	臨 時 求 人 延 数	日 雇 求 人 延 数	有 効 求 職 者 数	新 規 求 職 申 込 件 数	常 用 就 職 件 数	臨 時 就 職 延 数	日 雇 就 職 延 数
取扱 業務等の区分									
計	人	人	人日	人日	人	件	件	人日	人日

4 活動状況(国外) (相手国別・総計)

項目	相手国	④ 求人		⑤ 求職		⑥ 就職 件数
		有効 求人 数	求 人 数	有 効 求 職 者 数	新 規 求 職 申 込 件 数	
取扱 業務等の区分						
農林水産技術者	中国	1人	3人	1人	3件	1件
農林水産技術者	フィリピン	1人	2人	0人	2件	1件
計		2人	5人	1人	5件	2件

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

同国で業務区分が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高い方に計上してください。

5 職業紹介の業務に従事する者の数

3人

職業紹介責任者も含まれます。なお、当該従事する者の数50人につき、1人以上の職業紹介責任者を選任する必要があります。

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

平成 年 月 日
⑦氏名又は名称

印

厚生労働大臣 殿

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告。
①芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師(歯科医師・獣医師は除く)、看護師(准看護師を含む)、保育士
②厚生労働省編職業分類中分類 (※分類については、[表裏参照](#))

厚生労働省編職業分類（平成23年改定）

大分類	中分類
A 管理的職業	01 管理的公務員
	02 法人・団体の役員
	03 法人・団体の管理職員
	04 その他の管理的職業
B 専門的・技術的職業	05 研究者
	06 農林水産技術者
	07 開発技術者
	08 製造技術者
	09 建築・土木・測量技術者
	10 情報処理・通信技術者
	11 その他の技術者
	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
	13 保健師、助産師、看護師
	14 医療技術者
	15 その他の保健医療の職業
	16 社会福祉の専門的職業
	17 法務の職業
	18 経営・金融・保険の専門的職業
	19 教育の職業
	20 宗教家
	21 著述家、記者、編集者
	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
	23 音楽家、舞台芸術家
	24 その他の専門的職業
C 事務的職業	25 一般事務の職業
	26 会計事務の職業
	27 生産関連事務の職業
	28 営業・販売関連事務の職業
	29 外勤事務の職業
	30 運輸・郵便事務の職業
	31 事務用機器操作の職業
	32 商品販売の職業
	33 販売類似の職業
	34 営業の職業
D 販売の職業	35 家庭生活支援サービスの職業
	36 介護サービスの職業
	37 保健医療サービスの職業
	38 生活衛生サービスの職業
	39 飲食物調理の職業
	40 接客・給仕の職業
	41 居住施設・ビル等の管理の職業
	42 その他のサービスの職業

大分類	中分類
F 保安の職業	43 自衛官
	44 司法警察職員
	45 その他の保安の職業
G 農林漁業の職業	46 農業の職業
	47 林業の職業
	48 漁業の職業
H 生産工程の職業	49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
	50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）
	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
	54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	57 機械組立の職業
	60 機械整備・修理の職業
	61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
	62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
	63 機械検査の職業
64 生産関連・生産類似の職業	
I 輸送・機械運転の職業	65 鉄道運転の職業
	66 自動車運転の職業
	67 船舶・航空機運転の職業
	68 その他の輸送の職業
	69 定置・建設機械運転の職業
J 建設・採掘の職業	70 建設躯体工事の職業
	71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
	72 電気工事の職業
	73 土木の職業
	74 採掘の職業
K 運搬・清掃・包装等の職業	75 運搬の職業
	76 清掃の職業
	77 包装の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

職業紹介事業報告の提出の締切は、毎年4月30日です

毎年4月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの間の職業紹介事業の状況を**事業所ごと**にまとめ、**事業主を管轄する労働局**に提出してください（正本1通、写し2通の計3通）。ご不明な点がございましたら、都道府県労働局にお問い合わせください。

◆ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。

どこに分類するか分からない場合には、こちらの説明をご参照ください。

ハローワークインターネットサービス トップページ>職業情報>職業分類・職業解説に関するご案内
https://www.hellowork.go.jp/info/mhlw_job_info.html

◆「取扱業務等の区分」に記載する職種が多く、様式の行数が足りない場合には、以下のとおりご対応ください。

【エクセル様式をお使いの場合】

挿入機能で行を追加してください。

【紙媒体の様式をお使いの場合】

様式を複数枚使用し、1頁目の「計」の欄に1頁目から最終頁までの総計を記入してください。

2頁目以降については、行数が不足した部分のみの記載で結構です（2頁目以降の「計」は記載不要）。

※いずれの場合も、報告が複数枚に及ぶ場合には、各頁の下部に「頁番号／総頁数」を記入してください。

（例：1／3）